

営業許可に関する質問

(岐阜県生活衛生課)

<質問1>

レストランの開業をしたいのですが、どこで相談すればよいでしょうか

<回答>

レストランの開業のためには食品衛生法に基づく営業許可が必要です。開業予定のお店の所在地を所管する保健所窓口で相談をしてください。

保健所窓口	電話番号	管轄
岐阜保健所 生活衛生課	058-380-3003	羽島市、各務原市、羽島郡
本巣・山県センター 生活衛生課	058-264-1111(代)	瑞穂市、山県市、本巣市、本巣郡
西濃保健所 生活衛生課	0584-73-1111(代)	大垣市、海津市、養老郡、 不破郡、安八郡
揖斐センター 生活衛生課	0585-23-1111 (代)	揖斐郡
関保健所 生活衛生課	0575-33-4011 (代)	関市、美濃市
郡上センター 生活衛生課	0575-67-1111(代)	郡上市
中濃保健所 生活衛生課	0574-25-3111(代)	美濃加茂市、可児市、 加茂郡、可児郡
東濃保健所 生活衛生課	0572-23-1111(代)	多治見市、瑞浪市、土岐市

恵那保健所 生活衛生課	0573-26-1111(代)	中津川市、恵那市
飛騨保健所 生活衛生課	0577-33-1111(代)	高山市、飛騨市、大野郡
下呂センター 生活衛生課	0576-52-3111(代)	下呂市
岐阜市保健所食品衛生課	058-252-7194	岐阜市

<質問2>

弁当の製造や販売をする場合も営業許可は必要ですか。

<回答>

弁当を製造する場合は営業許可が必要になります。イベントに出店して、弁当を販売する場合は営業届出が必要になります。食品の製造、販売をお考えの場合は、製造、販売を行う住所を所管する保健所窓口にご相談ください。

<質問3>

飲食店の施設には基準がありますか。

<回答>

施設の構造及び設備について基準があります。事前に店内の平面図(流し、手洗い設備、ガスコンロ、給湯器、冷蔵庫などの設備や出入口などが記入されているもの)を持って保健所においでください。基準に適合するかどうかなど、詳しく説明をします。

<質問4>

飲食店の開業のために、調理師の免許をもっている必要はありますか。

<回答>

飲食店には食品衛生責任者が必要です。日本の調理師免許があれば、食品衛生責任者になれます。免許がない場合には、6時間程度の「食品衛生責任者養成講習会」を受講すれば、食品衛生責任者になることができます。詳しくは、岐阜県食品衛生協会ホームページをご確認ください。

<質問5>

食品衛生責任者とは何ですか。

<回答>

調理場内の衛生管理や従業員の衛生教育を行う責任者のことです。食品衛生責任者は年1回必ず「食品衛生責任者講習会」を受講しなければなりません。

<質問6>

営業許可を申請した場合、保健所の職員は何を検査しますか。

<回答>

開業しようとする施設が、申請された図面どおりに施設基準に適合しているか、実際に施設を見て検査します。基準を満たさない施設は営業許可を取得することはできません。

<質問7>

車を利用したファストフードの販売にも基準はあるのでしょうか。

<回答>

車を利用した飲食物の販売には冷蔵設備等の基準があります。詳しい説明をしますので、事前に車内の平面図を持って保健所においでください。

<質問8>

車でサンドイッチの販売を考えています。

<回答>

冷蔵設備があれば販売はできます。しかし、製造の場合は、自動車営業の許可を取得する必要があります。岐阜県内に自動車を保管する場所がある場合は、保管場所を所管する保健所に、岐阜県外に保管場所がある場合は、主な営業先を所管する保健所にご相談ください。

<質問9>

どんな場所でも車を駐車し、飲食物を販売できますか。

<回答>

車を駐車して、飲食物を販売するためには土地の所有者の許可が必要です。なお、一般道路での販売は原則認められていません。

<質問10>

飲食店の営業許可申請をしてから許可を受けるまでの期間はどのくらいですか。

<回答>

特に問題がなければ、申請書の提出から約2週間です。

<質問11>

愛知県内で店舗の開業を考えていますが、岐阜県で取得した営業許可は県外でも有効ですか。

<回答>

固定店舗の営業許可はその施設に対して出されているので、愛知県の固定店舗で営業する場合は愛知県の保健所の許可を取得する必要があります。

<質問12>

店を移転しても今持っている営業許可証を使うことができますか。

<回答>

営業許可は施設に対して出されているので、移転後は使えません。新たに移転先の営業許可を取得する必要があります。移転する店舗の営業許可廃止届も提出してください。

<質問13>

営業許可を取得している店舗を譲り受けましたが、前の営業者の許可で営業できますか。

<回答>

令和5年12月13日から事業譲渡が可能になりましたので、店舗の所在地を所管する保健所にご相談ください。

<質問14>

営業許可の有効期限は何年間ですか。

<回答>

5年間です。

<質問15>

営業許可申請の手数料はいくらかかりますか。

<回答>

飲食店営業の場合の申請手数料は16,000円です。業種によって手数料の額は異なりますので、事前に保健所窓口へお問い合わせください。

<質問16>

飲食店営業をやめるとき、営業許可証はどうすればいいですか。

<回答>

営業をやめる場合は、廃業の手続きが必要となります。必ず保健所へ届出をしてください。